

新たな地域医療構想について(報告)



1

新たな地域医療構想の概要

第1回岡山県地域医療構想調整会議
資料1

現行の地域医療構想

■ 病床の機能分化・連携

- 団塊の世代が全て75歳以上となる2025年に向けて、高齢者の医療需要が増加することが想定される。
- 約300の構想区域を対象として、病床の機能分化・連携を促進するための2025年に向けた地域医療構想を策定。

新たな地域医療構想

- 団塊の世代が後期高齢者となる2025年以降、**2040年に向けて**、高齢者人口の増加に伴い、**高齢者救急や在宅医療の需要が増加**する一方、多くの地域で**急性期医療の需要が減少**することが見込まれる。

■ 入院医療だけではなく、外来医療・在宅医療、介護との連携、人材確保等を含めた医療提供体制全体の課題解決を図る構想へ

- 2040年やその先を見据えて、地域の実情に応じて、「治す医療」を担う医療機関と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化し、医療機関の連携・再編・集約化を推進することが重要。
- これまでは医療計画の一部とされてきたが、今後は医療計画の上位概念となる。

2

I 地域医療構想の考え方

各医療機関機能に期待される役割など、新たな地域医療構想における基本的な考え方

II 地域医療構想の策定

地域医療構想を策定するに当たっての議論の進め方等

※協議に当たっては、地域医療構想は、医療機関の報告を踏まえ、医療機関の自主的な取組を前提として進めるものであることに留意

III 地域医療構想の推進

地域医療構想の進捗や医療提供体制の状況を定期的に把握し、必要に応じて見直しを行うべきこと等

3

構想区域について

- ・ 構想区域には、①医療提供体制構築のため、②必要病床数運用のための大きく2つの役割がある。
- ・ それぞれ、医療提供体制構築のため、急性期拠点機能等が確保・維持できる単位であるか、必要病床数の議論等が可能な単位であるか等について、区域の人口や医療機関数、患者の流出入等を踏まえ、適切な規模で設定する必要がある。

構想区域の役割

① 医療機関の連携・再編・集約化など、医療提供体制構築のための議論

- ・ 区域内に所在する病院等が急性期、高齢者救急等について議論する単位
- ・ 特に、急性期拠点機能の確保に係る議論のため、緊急手術等の急性期医療の需要が一定程度発生し、急性期拠点機能を確保・維持できるよう設定し、地域での議論や取組を推進できる必要

② 必要病床数の運用

- ・ 入院医療の需要が減少することも踏まえながら、2040年に必要な病床数を確保するために設定する単位
- ・ 特に、機能別に適切な病床数が確保できるよう、都道府県が適切に、調整会議や医療審議会での議論の進行や法令上の権限行使ができる必要

4

医療機関機能の考え方

- 今後の人口動態に応じた地域ごとの入院医療や在宅医療の確保等の諸課題に対応するため、**医療機関機能の確保の協議を通じて将来の医療提供体制の確保の取組を推進。**
- 各医療機関が、現在担っている機能に近い医療機関機能、2040年において担う医療機関機能、診療実績等を医療機関機能報告において報告。地域医療構想調整会議において、診療実績等のデータも踏まえながら協議を行い、**遅くとも2028年度までに、2040年において担う医療機関機能を決定。**
- 2028年度以降、地域の医療需要の変化等を踏まえて、医療機関機能の変更があった場合は、必要に応じて、地域医療構想調整会議において医療機関機能の報告内容や医療提供体制への影響について確認。
- 二次医療圏等を基礎とした地域ごとに求められる医療提供機能、より広域な観点から医療提供体制の維持のために必要な機能を設定。

地域ごとの医療機関機能

①急性期拠点機能	・地域での持続可能な医療従事者の働き方や医療の質の確保に資するよう、 手術や救急医療等の医療資源を多く要する症例を集約化した医療提供 を行う。 ※ アクセスや構想区域の規模も踏まえ、 構想区域ごとにどの程度の病院数を確保するか設定。
②高齢者救急・地域急性期機能	・ 高齢者救急を中心とした救急患者の受入等、地域住民に最も近い地域急性期医療 を担う。 ・急性期拠点機能の医療機関と連携し、搬送先選定の考え方や、受入後の連携のあり方を具体化。 ・高齢の入院患者の早期退院に向け、入院中のリハビリテーションや退院調整等の機能を強化。
③在宅医療等連携機能	・ 地域での在宅医療の実施 、他の医療機関や介護施設、訪問看護、訪問介護等と連携した 24時間の対応や入院対応 を行う。
④専門等機能	・ 上記の機能にあてはまらない、集中的なりハビリ、高齢者等の中長期にわたる入院医療機能、有床診療所の担う地域に根ざした診療機能、一部の診療科に特化し地域ニーズに応じた診療 を行う。

広域的な観点の医療機関機能

⑤医育及び広域診療機能

- ・**大学病院本院**が担う。広域な観点で担う**常勤医師や代診医の派遣**、医師の卒前・卒後教育をはじめとした**医療従事者の育成、広域な観点が求められる診療を総合的に担い**、また、これらの機能が地域全体で確保されるよう**都道府県と必要な連携**を行う。

入院・外来・在宅医療、介護との連携、人材確保について（協議事項）

入院医療

- ① 医療機関機能の確保 ② 急性期医療の役割分担に向けた取組
- ③ 病床に関する取組 ④ 広域的な観点での医療提供体制の確保

外来医療

- ① 休日・夜間も含めた持続可能な外来医療提供体制の構築 ② 患者のアクセスの確保
- ③ 効率的かつ効果的な外来医療提供の推進

在宅医療

- ① 慢性期の医療提供体制の一体的な確保 ② 地域における24時間の提供体制の構築
- ③ 効率的かつ効果的な在宅医療提供体制の整備

介護との連携

- ① 慢性期の医療提供体制の一体的な確保
- ② 医療と介護の相互理解に基づく切れ目のない退院・療養支援体制の構築

人材確保

- ① 医師等の確保について
- ② 大学病院本院との連携

